

## 第 380 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 380 回三木市議会臨時会（令和 6 年 4 月 16 日開会）に提出予定の議案 4 件（専決処分の報告 3 件、控訴の提起 1 件）の概要は次のとおりです。

### 1 専決処分の報告関係

#### (1) 報告第 2 号 専決処分について（三木市税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

##### ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

##### イ 改正内容

##### (ア) 個人住民税関係

##### a 定額減税

令和 6 年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

##### (イ) 固定資産税関係

##### a 土地に係る負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

##### ウ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### (2) 報告第 3 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

##### ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

##### イ 改正内容

##### (ア) 土地に係る負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

##### ウ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### (3) 報告第 4 号 専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）（医療保険課）

##### ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	65 万円	改正なし
後期高齢者支援金分	22 万円	24 万円
介護納付金分	17 万円	改正なし

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	(改正なし)
5 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 29 万 × 被保険者数	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 29 万 5 千円 × 被保険者数
2 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 53 万 5 千円 × 被保険者数	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 54 万 5 千円 × 被保険者数

ウ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

## 2 第 37 号議案 控訴の提起について

平成 30 年の台風によって里道上の樹木が倒れる等したことにより、里道に隣接する被控訴人の親族が所有する建物の一部が損壊し、及び建物内に保管していた商品が雨に濡れて損害を受けたとして、令和 3 年 12 月 28 日、原告が市に対し、損害賠償を求めて訴えを提起していたところ、令和 6 年 4 月 11 日、神戸地方裁判所がその請求の一部を認め、101 万 1260 円の損害賠償金等及び平成 30 年 9 月 4 日から支払済みまでの遅延損害金等の支払いを命じたことについて、判決を不服とし、控訴を提起するもの。